

保育所等の入所に関する重要事項確認書

	児童氏名	生年月日	施設名
①		年 月 日	
②		年 月 日	
③		年 月 日	

※確認事項をよくお読みのうえ、保護者本人がご署名ください。

利用調整・申し込みについて

1	申込み希望園については、保育所等へ見学を行い、立地条件や送迎可能であるか確認した上で申込みを行って下さい。
2	申込後または保育所等へ入所後、就労（退職・転職）や妊娠・出産など保育の必要性に変更が生じた場合は、1ヶ月以内に市役所または保育所等へ「就労証明書」、「求職活動専念申立書」などの保育が必要な証明書を提出してください。提出がない場合は、その時点で退所となります。
3	育児休業期間中は、保育の必要性の事由に該当しないため新規利用はできません。復職する月から、選考対象になります。
4	育児休業からの復帰を理由に申し込む方は、就労先への復帰日が月の15日より前の場合は児童の入所月は前月から可能です。16日以降の場合は、当月からの入所となります。
5	妊娠・出産のための保育所等の入所の利用期間は、分娩予定日の属する月の前1か月から後2か月の最長4か月です。利用期間終了後に就労の予定がなく、保育の必要性が認められない場合は退所となります。
6	現在認可の保育施設に通園しており、別の施設に申し込む場合、新規申し込みとして調整をするため、入所調整の結果、 <u>現在通園している施設に戻れない可能性があります。</u>
7	転入予定として申込みをされる方は、入所決定した場合、 <u>入所月の1日までに住民票異動手続きをしてください。</u> 転入が確認できない場合、入所内定を取り消します。

入所中について

8	利用当初は、お子さんの情緒が安定し、集団生活が楽しく送れるようになるまで「 <u>ならし保育</u> 」があり、短い時間での預かりとなる場合があります。ならし保育の具体的な期間などについては個人差がありますので、利用施設にお尋ね下さい。なお、 <u>保育料は通常通り発生します。</u>
9	求職中の場合は、3ヶ月以内に就労しなければ <u>3ヶ月後に退所</u> となります。就労先が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。
10	保護者が育児休業を取得する場合、産休前から既に保育所等に入所している児童については、保護者の希望により、 <u>育児休業開始月から最長1年の継続入所</u> を認めます。しかし、育児休業対象の子が入所申込をしているにも関わらず、1歳になるまでに入所が決まらなかった場合は、最大2歳となる月末までの在園児の育児休業延長を認めます。また、育休開始時点で4歳児クラス以上の在園児は保護者の希望により育休終了まで入所を認めます。
11	保育所等を退所する場合は、原則として退所を希望する日の2週間前までに「保育所退所届」を市役所へ提出してください。保育料は、月途中で退所の場合も、1ヶ月単位となっておりますので日割計算されません。（※認定こども園・地域型保育事業を除く） やむをえず休園した場合又は自己都合により登園できなかった場合も、日割計算されません。

12	市外へ転出される場合は、その月までの入所となります。転出が決まりましたら、すぐに市役所子育て支援課に連絡をお願いします。転出後の保育所等の利用については、転出先の市町村で手続きをお願いします。
----	--

利用者負担額について

13	保育料は、前期（4月～8月分）と後期（9月～3月分）の2回決定します。
14	利用者負担額は、主に下記の場合に変更となります。変更があった場合は必ず子育て支援課までお申し出ください。 ①世帯の状況が変わった場合（婚姻・離婚・死亡・児童扶養手当等の支給停止・障がい世帯への変更） ②修正申告等で所得内容に変更があった場合 ③未申告者が申告した場合
15	保育所等入所決定後、保育料は納期限内にお支払いください。なお、保育料未納が3ヶ月以上になった場合は、保護者の同意を必要とせずに、児童手当で支給される手当額を保育料として徴収する「児童手当特別徴収」となります。（※認定こども園・地域型保育事業を除く）
16	前年度及び当該年度の1月1日現在に玉名市に住所がない場合は、個人番号（マイナンバー）で前市町村へ所得照会を行います。なお、マイナンバーで所得内容が確認できない場合は、所得課税証明書等の提出が必要です。必要書類の提出がなく所得の内容が確認できない、あるいは未申告の場合は、最高額の利用者負担額（保育料）で決定されますのでご注意ください。

個人情報の取り扱いについて

17	保育料の算定のために市民税の情報及び世帯情報を閲覧します。また、申請書や必要書類の内容は、必要な範囲で保育施設へ提供します。
----	--

その他

18	書類に不備がある場合は受付できません。再度ご確認をお願いします。
19	提出書類の内容について、電話などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。

保育所入所申し込みにあたり、本確認書の内容を確認しました。

令和 年 月 日

保護者名（父）

保護者名（母）